

2021.5.28

「1.これからの博物館に求められる役割」について

法制度の在り方に関するワーキンググループ
座長 浜田弘明 取りまとめ資料

1-1 現行の規定と国内外の状況

○ 現行の博物館法における規定など

2007年の「これから博物館制度の在り方に関する検討協力者会議」報告書『新しい時代の博物館制度の在り方について』をもとに、博物館法における博物館の定義や役割の方向性について確認しておきたい。

現行の博物館法は、博物館について、以下の目的を有する機関と定義している。

- イ) 資料を収集し、保管（育成）し、
- ロ) 資料を展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、
- ハ) あわせて、資料に関する調査研究をする

国際連合教育科学文化機関（UNESCO）勧告や国際博物館会議（ICOM）規約など、国際的な博物館の定義も、動物園の扱い等について多少異なるが、概ね、博物館法と共有している。博物館は、これら3つの機能を、不可分一体に有しなければならない施設であることは、現在も変わりはない。

また、2003年の日本博物館協会『博物館の望ましい姿－市民とともに創る新時代博物館－』では、「集めて、伝える」という基本的な活動に加えて、市民とともに資料を「探求」し、知の楽しみを「分かち合う」博物館文化の創造を提言している。これからの博物館の望ましい姿として、資料収集保管、調査研究、展示公開、という博物館活動の基盤を強化し、交流、市民参画・連携する学習支援機関としての役割の充実である、という考え方が提示されている。

博物館登録制度については、設置主体の制限、及び博物館・相当施設・類似施設とする区分を撤廃し、博物館の多様性を尊重し、すべての設置形態の博物館に登録申請を行う資格を与えるべきことが指摘された。学芸員養成制度については、学芸員養成課程における高度化と実務経験の充実を図るために、大学院における専門教育の必要性が指摘された。しかし、2008年の法改正の際には、これらの指摘を反映させることができなかった。

○ 文化芸術基本法その他の法律改正、文化庁への所管移転、行動規範の策定等の国内動向

2001年に「文化芸術振興基本法」が制定され、「美術館、博物館、図書館等の充実」が盛り込まれた。その第26条では、「国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」としている。2017年には「文化芸術基本法」となり、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策が本法の範囲に取り込まれた。

また、博物館が本来の目的とする研究や教育の観点とは異なるが、2020年には「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光推進法）が制定され、文化について理解を深めることを目的とする観光（第2条）が推進されることになった。文化財等の文化資源を有する博物館等を文化観光の拠点施設とし、これらに対して法律や予算上の支援を行うことで、地域における文化・観光・経済の好循環を形成していくことが盛り込まれた。

このように21世紀に入り、文化芸術振興はもとより、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの視点からも博物館への支援・援助等がされるようになり、博物館には多様な期待が持たれていることが理解できる。

さらに、2018年6月に文部科学省設置法が改正され、博物館行政が文部科学省から文化庁に移管され、公立博物館・私立博物館と国立博物館の行政所管が一元化されたことは、我が国の博物館政策の体系化に向けて、絶好のチャンスと言える。2019年11月には、文化庁文化審議会に博物館部会が設置された。

前後するが、日本博物館協会では、2012年に博物館、美術館、郷土館、文学館、科学館、植物園、動物園、水族館等を含むあらゆる館種の施設を対象に、「博物館の原則 博物館関係者の行動規範」を制定し、「博物館の原則」については、次のように定めている。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専的力量的の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。

10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

2017年に日本学術会議では、「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」を取りまとめ、博物館登録制度の一本化、博物館の研究機能の充実が提言された。その後2020年8月には、「博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～」が取りまとめられ、登録博物館制度から一級、二級に区分した認証博物館制度への転換、学部卒を二種、修士課程修了者等を一種とする新たな学芸員制度の導入等が提言された。

○ UNESCO 勧告、ICOM における議論等の国際的動向

2015年のUNESCO「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」では、ミュージアムについて、以下のように説明、定義（ICOM日本委員会訳）している。

- ・ミュージアムは、文化の伝達や、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育（フォーマル、インフォーマル、及び生涯学習）や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担う。

- ・ミュージアムは、文化と自然の遺産の価値と、すべての市民がそれらを保護し継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を保持する。

- ・ミュージアムは経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。

- ・ミュージアムとコレクションの保護と振興の重要性を喚起し、遺産の保存と保護、文化の多様性の保護と振興、科学的知識の伝達、教育政策、生涯学習と社会の団結、また創造産業や観光経済を通して、ミュージアムとコレクションが持続可能な発展のパートナーであることを確認する。

また、「ミュージアムという語は、『社会とその発展に奉仕する非営利の恒久的な施設で、公衆に開かれており、教育と研究と娯楽を目的として人類と環境に関する有形無形の遺産を収集し、保存し、調査し、伝達し、展示するもの』と定義される。したがって、ミュージアムは人類の自然的・文化的な多様性を表象することを目的とし、遺産の保護や保存そして伝達においてきわめて重要な役割を果たす機関である。」としている。

現行のICOM規約では、1974年の定義をベースにした、「博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する、公衆に開かれた非営利の常設機関である。」（2017年6月改訂、日本博物館協会仮訳）との定義が示されている。

2019年9月のICOM京都大会においては、「文化的ハブ」としての博物館の機能強化の促進が大会決議として採択された。また、博物館の定義を全面改正し、「博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。博物館は、現在の紛争や課題を認識しそれらに対処しつつ、社会に託された人類が作った物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保護するとともに、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な利用を保証する。博物館は営利を目的としない。博物館は開かれた公明正大な存在であり、人間の尊厳と社会正義、世界全体の平等と地球全体の幸福に寄与することを目的として、多様な共同体と手を携えて収集、保管、研究、解説、展示の活動、ならびに世界についての理解を高めるための活動を行うものである。」（日本博物館協会仮訳）とされる予定であったが、慎重な意見が多数出され、現状においても改正に至っていない。

こうした世界的動向も踏まえ、我が国の新たな博物館の定義付けを検討する必要がある。

○ 新型コロナウイルスの影響と顕在化した課題

2020年からのコロナ禍は、博物館活動や博物館経営に大きな影響を与えている。緊急事態宣言下において、博物館は不要不急の施設として休館を余儀なくされることとなり、経営難に陥るなど博物館界にとって大きな痛手となった。

そうした中で、インターネット上でバーチャル・ミュージアム（仮想博物館）を代表とする、新しい展示や教育活動が展開されるようになった。その一方で、リアル・ミュージアム（現実博物館）で実物を見学することや、対面で活動することの意味も問い直され、博物館が「もの」を通して、人と人とがコミュニケーションを取る場であることが再確認された。今後は、バーチャルミュージアムを活用した、新たなハイブリッド・ミュージアムの展開が期待される。

コロナ関連資料についての記録保存や展示も、全国の博物館で関心を持って進められた。博物館では、今日の社会事象に目を向けた新たな資料化が試みられ、資料そのものに対する考え方も大きく変わってきた。コロナ禍を機会として、博物館資料（歴史的資料）は単なる過去の遺産や遺物ではなく、まさに今、作られつつあるものであるということが、認識されつつある。

博物館は単に、「もの」と「ひと」とを結びつけるだけではなく、実は「もの」を媒介として「ひと」と「ひと」とを結びつける場としての役割が大きいということを改めて認識する機会ともなった。ここでいう「ひと」と「ひと」は、学芸員と利用者、利用者（市民）相互の双方の関係を指すもので、「もの」を通じた「ひと」と「ひと」との出会いの場、市民の活動拠点として、博物館という「ところ」は、今後も在り続けなければならない。

1-2 博物館に求められる役割

○ 国民生活における博物館の存在意義

博物館法は1951年に制定され、我が国の博物館の基盤整備としての役割を果たしてきた。しかし制定後70年が経過し、博物館法が担うべき使命や機能は、生涯学習社会の展開とともに大きく拡大し、変化している。

博物館法制定当時、全国で200館余りにすぎなかった博物館は年々増加し、2018年現在では5,738館を数え、国民にとって身近な存在となり、人々が「博物館」に求める機能も多様化、高度化している。

このような変化に対して、現行の博物館法の諸制度が十分に対応できているか、再考が求められている。

博物館はすべての国民に開かれた施設であり、博物館活動への市民参画や、博物館と市民との協働などを通じ、資料である「もの」を介して、「ひと」と「ひと」とが結びつくコミュニケーションの場となっている。

また博物館は、多角的観点から物事を思考する場であり、過去・現在・未来を客観的・理論的に考えるとともに、自己アイデンティティを形成し、確認する場となっている。

今次法改正では、博物館は社会教育法に基づき、引き続き「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的」として運営することとなるが、研究機関であるとともに、社会教育機関として市民参画や市民協働の視点に立った目的意識を持つことが、国民文化の発展に寄与することを忘れてはならない。

○ 博物館法改正の視点

従前、博物館法を所管してきた文部科学省では、動物園・水族館や植物園に対して無関心であったと言わざるを得ないが、博物館行政の所管替えを期に、今後は、文化庁において、多様な博物館を包括していくことが必要である。

動物園等の在り方の一つの参考になると思われるものとして、2020年12月に札幌市の「市民動物園会議」から提言された「札幌市動物園条例に関する提言書」がある。この中で、動物園等の生物多様性の保全に関わる活動は、公共の利益に合致すると考え、動物園は「現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与すること」を目的とするとしており、博物館として包括すべき指針と思われる。

70年前の博物館法制定当時の博物館は、展示観覧施設としての要素が強く、博物館の事業や学芸員の職務も「展示」に重きが置かれる傾向にあった。しかし、博物館が国民生活に身

近な存在になった今日、博物館は、市民とともに新しい価値を創造し、生涯学習活動の中核として機能する場へと変貌している。

そのため博物館は、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる、心豊かな生活を実現するための場として機能する必要がある。

人類の文化的所産及びその環境に関する有形・無形の資料を有する博物館は、文化のハブとしての役割を有するとともに、学校、家庭及び地域の連携の中核になるなど、地域活性化の役割も期待され、その継続性・持続性が強く求められる施設となっている。

こうしたことを踏まえ、国及び地方公共団体が博物館に関する施策を講ずるに当たっては、経済効率の観点による短期的な成果を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うことができるよう配慮する必要がある。

○ これからの博物館像

これまで挙げてきたように、国内外の博物館に関するあり方の検討からみて、博物館の基本的な使命、及び今後求められる役割、特に必要となる取組みは、以下のように集約される。

①基本的使命

- ・ 自然と人類の文化の保存
- ・ コレクションの保護と文化の継承・創造
- ・ 調査研究に基づく情報発信
- ・ 環境・世界の理解促進
- ・ 社会教育の拠点

②今後求められる役割

- ・ 交流・対話の場
- ・ 健康・幸福、生活の質への貢献
- ・ 社会包摂・社会統合への寄与
- ・ 地域の創生、活性化の貢献
- ・ 社会課題への対応
- ・ 持続可能な未来の実現

③特に必要となる取組み

- ・ 文化拠点として、関連分野との連携
- ・ 平等な権利とアクセスの保証
- ・ デジタル化・オンライン化の推進
- ・ 経営と活動の評価・検証と改善

このような国際的な動向及び国内の動向を受け、社会から託された責務を果たすために、これからの博物館の基本的な役割として、以下の5つの方向性を見出すことができる。

① 「まもり、うけつぐ」 コレクションの保護と文化の保存・継承

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の文化を資料として収集し、損失リスクから確実に守る。調査研究によって資料の価値を見出し、地域や社会から収集し、コレクションの価値を高め、これらを系統的に展示し、あるいは情報化して発信することによって、過去から現在、未来へ継承する。

② 「わかちあう」 文化の共有

博物館は、発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成することで、持続可能な地球環境の維持、活力ある社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

③ 「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ

博物館は、社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供するとともに、未来に生きる世代を育くむ。

④ 「つながる」 社会課題への対応

博物館は、幅広い文化活動をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・関係機関と有機的に連携し、社会課題に向き合う。

⑤ 「いとなむ」 持続可能な経営

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより改善し、価値を最大化させる。

以上のような博物館の基本的な役割、これからのあり方の方向性にもとづき、法規改正の検討を深め、法律の条文、「望ましい基準」等に反映させていく。